資料２

令和７年度修正　尼崎市地域防災計画（案）の概要

◆地域防災計画とは・・・
　災害対策基本法第４２条の規定に基づき、尼崎市における災害予防、応急対策、復旧・復興に関する業務の大綱を定めたもので、市や関係機関などが行う防災活動を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するなどの目的で作成しているもの。

≪主な修正内容≫

１　緊急通行車両等の事前届出制度の改定

　令和５年９月に施行された「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」により、災害応急対策を円滑に行うことを目的に災害発生前においても緊急通行車両等の標章の交付を受けることができることとなった事前届出制度への対応と周知及び普及を図る旨を追加する。

２　在宅避難者及び車中泊避難者への支援

　令和６年６月に改定された「防災基本計画」において、市町村（都道府県）による在宅避難者や車中泊避難者への適切な支援に関する取組が新たに盛り込まれたことに伴い、車中泊向けのスペースや在宅避難者等への支援拠点を事前に指定し公表するなど、避難所に行けなくても同等の支援を受けられるよう支援方策を事前に検討する旨を追加する。

1 緊急通行車両等の事前届出制度の改定

◎ 緊急通行車両等の事前届出制度

災害時の交通規制として指定される緊急交通路を通行することができる緊急通行車両としての確認・審査を事前に実施しておき、確認標章交付までの審査時間等を短縮することができる制度。

◎ 制度改定の概要

（これまで）

発災前：事前届出を行い、事前届出済証の交付を受ける。

発災後：緊急通行車両確認申出書を検問所等で提出（申請）し、確認標章の交付を受ける。

（改 定 後）

事前届出の段階で確認標章の交付も受けることができる。

◎ 市地域防災計画修正箇所

（第3章-36：救護・救援体制を整備する、第4章-1-64：交通輸送活動を行う）

制度改定後の事前届出により、発災前から確認標章の交付を受ける手続きを追加するとともに、物資等の輸送に協力する団体等へ制度周知を図る。

（用語解説）

緊急交通路

災害が発生し又は発生しようとしている場合に、災害応急対策を行うために緊急輸送等を行う車両（緊急通行車両等）以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間。公安委員会は災害対策基本法第76条の交通規制として緊急交通路の指定を行うことができる。

緊急通行車両等

道路交通法第39条第1項に規定されている緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車等）と、災害応急対策（人命救助や生活必需品等の供給等）に使用される車両で確認標章を掲示している車両のこと。

緊急交通路の通行が可能

＋

（確認標章）

2 在宅避難者及び車中泊避難者への支援

◎「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」の設置（内閣府：令和5年8月）

避難生活を取り巻く状況の変化に対応した支援の実施方策について検討するため、同検討会を設置。

↓

・避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により家から出られない等在宅や車中泊で避難生活を送る避難者等が多くいる。
・新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態も推奨されるなど、避難生活の状況が多様化している。
・災害を起因とした負傷の悪化や避難生活等の身体的負担による疾病を原因とする「災害関連死」が、自宅等において高い比率で発生。

⇒ 避難所以外の環境にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上が課題

令和6年6月	避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会　とりまとめ
〃	防災基本計画改定　在宅避難者や車中泊避難者の支援に関する取組を追加
〃	地方公共団体向けに「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を策定

◎ 市地域防災計画修正箇所

（第3章-3：2 避難場所等を確保する）

在宅避難者等の支援のための拠点設置や車中泊避難を行うためのスペース設置等の支援方法を検討するよう努める。

（第4章-1-21：2 避難場所等の開設を行う）

在宅避難者等の人数等を把握し、食料や物資の支援、被災者支援情報の提供を行う。

（避難所以外の避難者等の支援に係る基本的な考え方（一部抜粋）） 令和6年6月内閣府（防災担当）策定　在宅・車中泊避難者等の支援の手引きより

「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換

避難場所にかかわらず、支援が必要な人に必要な支援がなされるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援へ転換を図る。

まずは、国民一人ひとりが備蓄等を行い、災害時の避難生活に備えることが必要である。その上で、災害により被害を受けるなど、支援が必要となる避難者等について、避難している場所にかかわらず、適切な支援が行われるようにすることが必要である。

支援の内容は、それぞれの避難生活環境に応じて異なるが、避難所で行うことが求められる支援の水準と同程度となるよう支援を実施することが適切である。